

**上厚真市街地道路網及び
空き地・空き家・空き店舗利活用
基本計画策定業務特記仕様書**

令和5年8月 厚 真 町

I 業務概要

1. 業務名

上厚真市街地道路網及び空き地・空き家・空き店舗利活用基本計画策定業務委託

2. 業務目的

上厚真市街地は、平成30年北海道胆振東部地震後に公営住宅（上厚真あかり団地・上厚真きらり団地・上厚真めいぶるタウン）の建設や上厚真中央公園の整備など、土地利用が大幅に転換された。

更に、令和4年4月6日に、ゼロカーボンシティあつまを宣言し、脱炭素の取り組みにより持続可能な地域づくり実現するために、2050年二酸化炭素排出量ゼロを目指して、新たな宅地分譲地「ゼロカーボン・ビレッジ」を整備することから、併せて町道の交通ネットワーク改善や空き家・空き地・空き店舗の利活用の促進を図ることで、厚真町立地適正化計画の居住誘導区域として宅地の機能向上を図る。

3. 業務内容

- ・全体計画図の作成
- ・上厚真市街地道路網計画の作成
- ・上厚真市街地空き地・空き家・空き店舗利活用基本計画の作成
- ・都市再生整備計画（国土交通省）の作成
- ・上厚真地区住民協議資料及び厚真町都市計画審議会資料の作成等補助業務
- ・打ち合わせ及び記録

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

5. 対象

計画予定道路	ア 道 道 上厚真苫小牧線 イ 町 道 豊川上厚真線、共和上厚真線、上厚真市街1～5・9～11号線、厚南デイサービスセンター通り線、かえで団地1～2号線、上厚真神社線 ウ その他 各公営住宅団地内道路、その他町有地（地目：道路）
計画予定区域	道道上厚真苫小牧線から北部側の市街化区域全域

6. 設計と条件

①条件

都市計画区域	苫小牧圏都市計画区域（市街化区域）
用途地域	準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）
防火地域等	建築基準法第22条区域

②上位・関連計画

次の上位・関連計画等を踏まえるものとする。

- a 第4次厚真町総合計画改訂版

- b 復旧・復興計画第3次
- c 第2期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略
- d 厚真町強靱化計画
- e 厚真町地域防災計画
- g 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- h 厚真町都市計画マスタープラン
- i 厚真町立地適正化計画
- j 厚真町地域公共交通計画

③業務管理責任者の資格要件

業務管理責任者の資格要件は次による。

- ・技術士法（昭和32年法律第25号）による技術士（都市計画及び地方計画部門か道路部門）

④プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

Ⅱ 各業務の内容

1. 全体計画図の作成

1-1. 対象

- ・道道上厚真苫小牧線から北部側の市街化区域全域

1-2. 業務内容

- ・各基本計画を踏まえた全体計画図作成
- ・イメージパース作成（鳥瞰、アイレベル等2～3カット程度）

2. 上厚真市街地道路網基本計画

2-1. 対象

- ・道道上厚真苫小牧線
- ・町道豊川上厚真線、町道共和上厚真線、町道上厚真市街1～5・9～11号線、町道厚南デ
イサービスセンター通り線、町道かえで団地1～2号線、町道上厚真神社線
- ・各公営住宅団地内道路、その他町有地（地目：道路）

2-2. 業務内容

- ・計画準備・各種資料収集
- ・道路等の現状整理
- ・道路に係る地域課題整理
- ・上厚真市街地の道路網の設定
- ・上厚真市街地の道路排水計画の設定

3. 上厚真市街地空き地・空き家・空き店舗利活用基本計画

3-1. 対象

- ・道道上厚真苫小牧線から北部側の市街化区域全域

3-2. 業務内容

- ・計画準備
- ・社会的条件調査
- ・所有者調査
- ・現況調査
- ・地区の課題整理
- ・利活用及び整備方針の検討

4. 都市再生整備計画書の作成

4-1. 対象

- ・道道上厚真苫小牧線から北部側の市街化区域全域と厚南会館周辺

4-2. 業務内容

- ・上厚真市街地道路網整備事業の概算事業費算出
- ・上厚真市街地空き地・空き家・空き店舗利活用事業の概算事業費算出
- ・都市再生整備計画の作成（国土交通省様式）

5. 上厚真地区住民協議資料及び厚真町都市計画審議会資料作成等補助業務

5-1. 対象

- ・上厚真地区住民協議会
- ・厚真町都市計画審議会

5-2. 業務内容

- ・会議資料等の作成
- ・会議への出席
- ・会議録の作成

6. 打ち合わせ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するために、担当職員と業務処理責任者は常に密接に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

Ⅲ 成果品

①業務報告書 3部

- ・「1. 全体計画図」から「6. 打ち合わせ及び記録」の報告書を取りまとめたもの

②電子媒体（CD-R または DVD-R） 1枚

- ・上記の電子データ

※製本した成果品の体裁は PDF 形式に整理・変換したファイルも合わせて提出する。

- ア 文書及び表 : Microsoft Office Word 及び Power Point 形式
- イ 表及びグラフ : Microsoft Office Excel 及び Power Point 形式
- ウ 写真 : Jpeg 形式
- エ 図面データ : JWW 形式、DXF 形式及び P21 形式

【別添 1】対象道路・エリア

